

## 議員定数見直しに関する他市の事例と研究結果、削減の長所・短所等

### 1 議員定数見直しに関する基本的な考え方

出典：各市議会等ホームページ

#### 【事例等】

##### ア 群馬県 富岡市議会基本条例

(議員定数)

第 16 条 委員会及び議員提案による議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに市民の多様な意見を十分に考慮するものとする。

2 議員定数は、人口、面積及び類似市の議員定数との比較など多角的な見地から、継続的に検討し、決定するものとする。

##### イ 埼玉県 所沢市議会議員定数条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定により、所沢市議会の議員の定数は、37 人とする。

(略)

(経過措置)

2 当分の間、所沢市議会の議員の定数は、本則の規定にかかわらず、33 人とする。

#### 参考：議員定数（素案）H25.1

##### 1. 議員定数

①議員定数については、現行の 36 人を 37 人とする。

②ただし、現在の市の状況や社会情勢等を考慮し、当分の間 33 人とする。

③以上は、次の任期（平成 27 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日まで）に係る市議会議員一般選挙から適用する。

##### 2. 根拠・理由

「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会」からの答申を尊重し、素案としたものである。

(1) 議会活動の充実のために求められる議員定数

議会活動の充実のために最も望ましい議員定数は、それぞれ 9 人で構成する 4 つの常任委員会を確保する定数と考える。したがって、あるべき議員定数は 37 人となる。

・常任委員会数（4）×委員数（9人）＋議長（1人）＝37人

(2) 当面の情勢下における議員定数についての判断

当面の政治的な判断として若干の定数減を行う場合には、33 人を下限とすることが望ましい。

・常任委員会数（4）×委員数（8人）＋議長（1人）＝33人

##### ウ 滋賀県 大津市議会基本条例

(議員定数)

第 9 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 91 条第 1 項の規定に基づき、議会の議員の定数は、38 人とする。

2 議員定数を変更するときは、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討されなければならない。

## エ 岡山県 奈義町議会基本条例

(議員定数)

第15条 議員定数は、別に条例で定める。ただし、定数は10名を下らないものとする。

2 議員定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測、展望及び議会運営を十分に考慮し定める。

### ・奈義町議会議員の定数を定める条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、奈義町議会議員の定数は、10人とする。

## オ 佐伯市議会 議会改革調査特別委員会報告書（令和5年3月） 抜粋

平成29年4月一般選挙から議員定数26人→25人とした際の考え方（時点修正）

3 常任委員会×8人+1人=25人

(ア) 常任委員会算定方式

1 常任委員会の委員数

(7人の場合) 7人×3常任委員会=21人 (+議長分=22人)

(8人の場合) 8人×3常任委員会=24人 (+議長分=25人)

以下略

## カ 高梁市議会 議員定数に関する報告書（令和4年8月） 抜粋

第3 調査研究の結果

1 議員定数の算定方式（高梁市の場合）

(1) 常任委員会数方式

討議・委員会で住民の  
意見が反映できる  
1 常任委員会の委員数

×

常任委員会制度の趣旨  
を満たす常任委員会数

= 議員総数

7(人) × 3または4(委員会) = 21または28(人)

## 2 市民の声の把握

出典：各市議会等ホームページ

### 【事例等】

#### ア 岩手県 北上市議会モニター

議会の活動について市民の意見を反映させ、円滑で民主的な議会運営を推進するため、議会モニター制度を導入している。住民にわかりやすい議会になるように、議会の運営についての意見を集め、できることから改善を進めている。

議会モニターは原則20人以内とし、任期は毎年5月末日までのほぼ1年間としている。

モニター活動としては、以下のうちから1つ以上のことに取り組んでもらい、モニター会議等でご意見をいただいている。

1. 本会議を傍聴すること
2. 委員会を傍聴すること
3. 議会ホームページを見ること
4. ケーブルテレビの議会中継を見ること

5. YouTube 岩手県北上市議会公式チャンネル内の録画配信を見ること
6. 議会だよりを読むこと
7. 市民と議会をつなぐ会に参加すること

## イ 長野県 飯綱町議会政策サポーター

### ○背景

- ・議会の政策立案能力を向上させ、長に政策提案のできる議会力・議員力の向上や議会と住民との協働による政策づくりを目指して創設。
- ・同時に、住民が政策サポーターとして政策的議論に参加することを通じて議会活動に関心を持つことで、政策サポーターの中から議員のなり手が出てくることを期待。

### ○政策サポーター制度の概要

- ・常任委員会・全員協議会等で議論をし、議会において2つのテーマを決定。
- ・テーマの概略を議会報に発表し、政策サポーターを選任後、常任委員長を座長として、政策サポーター会議において議員と住民で議論を重ねる。
- ・1テーマにつき7～8回程度議論を重ね、提言書にまとめ、議会から町長に対して実現を求めていく。

### ○政策サポーターについて

- ・定数は20名以内とし、公募又は議員推薦の者の中から議長が委嘱。飯綱町内在住か否かを問わない。
- ・任期は、委嘱時から当該政策サポーターにおいて議論されるテーマの政策提言が完成するまでの間。再任はしない。
- ・議論のほか、議会及び長の政策についての意見の聴取、住民の意見の聴取、アンケート、調査事項への協力等
- ・謝金は、4,000円/回。

### ○実績

- ・「集落機能の強化と行政との協働」、「魅力ある農業再生」、「飯綱町の人口増対策」などこれまで10テーマについて計5回の政策サポーター会議を実施し、延べ71名の政策サポーターが参加。
- ・平成26年6月に政策サポーター会議において「集落機能の強化と行政との協働の推進のための政策提言書」がまとめられたことを受け、同年9月に議員提案により、「集落振興支援基本条例」を制定。
- ・令和3年10月17日執行の飯綱町議会議員選挙では、政策サポーターの中から新人1名が立候補し、当選。
- ・政策サポーター出身者の前職2名も再選したため、同選挙後の議会構成における政策サポーター出身者は3名となった。

## ウ 山形県 金山町「模擬議会を通じた主権者教育の推進」

事業の概要〈開始年度：H27～隔年開催 R3実績：1校（約30名）で開催〉

### ○出前講座の開催

- ・選管職員が講師となり、選挙の仕組みの説明や若者の投票率低下の現状を解説。
- ・参政権を有する意義や1票の大切さを考えてもらう機会として、高校2年生を対象に実際の選挙の流れに沿った投票体験を実施。
- ・受付係、名簿対照係、投票用紙交付係などの投票事務やその後の開票事務まで、投票から開票まで生徒が行い、選挙の一連の流れを体験。

### ○模擬議会の開催

- ・全学年のうち数名の生徒を募り、生徒たちが議長、議員を務め、模擬議会を開催し、生徒からの提案や質問に対して町長以下町幹部が答弁を実施。
- ・質問内容は事前に生徒が新聞や役場からの聞き取りで情報収集を行い作成。
- ・通学支援事業等、実際に高校生からの提案を受けて町の政策へ反映となった例もある。

## 3 議員構成の多様性の確保

出典：各市議会等ホームページ

### 【事例等】

#### ア 富山県 南砺市「第12回南砺市女性議会」

【人口】47,937人（令和2年国調） 【議員】17人（うち女性議員1人）※R6.3.1現在

○ 南砺市女性団体連絡協議会「南砺市さわやかネットワーク」が、女性の視点から市政に対して提言を行い、女性リーダーの育成を目的として、平成21年度から開催。

○ 第12回目となる令和5年度は、公募や各団体からの推薦で選ばれた11名の女性議員が、6月から4ヶ月間にわたり市役所担当課へのヒアリングや現地視察を各々で行い、提言をまとめた。9月28日の本会議では、女性議員が子育てや教育、会議など様々な分野から提言を行い、市長等が答弁した。

#### イ 新潟県 糸魚川市議会ハラスメント防止条例の制定（令和6年3月15日）

（目的）

第1条 この条例は、市議会議員（以下「議員」という。）間のハラスメント及び議員から市職員（以下「職員」という。）に対するハラスメントを防止し、及び根絶するために必要な事項を定め、議員及び職員の個人としての尊厳が尊重され、議員が活動できる良好な環境及び職員の良好な職場環境を確立することを目的とする。

（略）

## 4 議員定数に関する研究・調査結果

（1）出典：地方分権時代における議事機関としての役割を果たす議会のあり方について

【報告・提言】平成27年6月 全国市議会議長会 議会のあり方研究会

### 2 諮問事項に対する調査・研究結果

#### （4）議員の処遇等についての市民理解の促進【抜粋】

##### ①議員定数

議員定数がどうあるべきかに関して、理想とされる正解はない中、議員定数の在り方については、それぞれの地方議会が各自の裁量と判断に基づいて決めるべき課題になる。

##### ④定数削減の具体的方法

###### ・議会で実質的審議を行う常任委員会に着目する方策

常任委員会を4つとする議会が多いが、1つの委員会で中身の熟した論議ができる委員数はおよそ8名という試算が出ている。これを基礎にすると、8名の委員と4つの常任委員会で議員定数は合計32名ということになる。

###### ・議員1人当たりが代表する住民の数に着目する方法

議員定数に自治体の人口規模を掛け合わせる考えであるが、議員1人当たりが何名の人口を代表するかについては、自治体間で相当な差異がある。議員定数に理想とされる数字はないため、どの指標で定数を決めるかは、それぞれの地方議

会が決めるべき問題である。人口動態に関する資料、高齢化率、地方財政指標、固有の政治事情など、いくつかの要件を複合的に組み合わせ、定数を決定する以外、この問題に正解はないように思う。

## (2) 出典：町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告 平成31年3月

町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会

### 第7章 議員定数をめぐる論点

#### (3) 定数を考える論点【抜粋】

討議できる人数として一常任委員会につき少なくとも7、8人を定数基準としたい（予算決算等の常任委員会、広報広聴等の常任委員会等は除く）。これに委員会数を乗ずる数が定数となる。

なぜ、討議できる人数がこれか。科学的な根拠があるわけではない。委員長（および副委員長）がいて、両脇に3人ずつ委員が配置されることで積極的な討議ができるという経験知である。この提案の理由の1つは、自由な討議する公共空間を創り出すことである。少数ではあろうとも、それに賛同する意見が出て討議は展開する。

また、今日、自由な討議空間の創出の手法としてワールドカフェが実践されている。これは1グループごと、6人以下が条件となっている。討議するにあたって他者を気にしない人数であることがその理由となっている。議会は、常に住民を意識する恒常的な討議であるならばその人数を超える必要がある。

#### むすび ー現状とさらなる改革の留意点

〈定数の再確認〉

議員定数は、一度削減すれば増加は不可能に近いことを踏まえて、定数議論は慎重に、より正確に言えば新たな議会を創出するための定数議論をすべきである。

【原則1】 討議できる人数として一常任委員会につき少なくとも7、8人を定数基準としたい（予算決算等の常任委員会、広報広聴等の常任委員会等は除く）。これに委員会数を乗ずる数が定数となる。議論できる人数として6人は下らないのではないだろうか。

## 5 議員定数減少の長所と短所

### 1 長所（及び減少を認める理由）

- (1) 意見がまとめやすく、従って、議事が簡潔に効率的に進められる。
- (2) 減少した議員数で議会運営がなされており、むしろ審議時間が短くなり効率的な運営ができる。
- (3) 議員定数を減らせば、選挙において従前より多くの支持を必要とすることになり、それだけ広域的なものの考え方をするようになる。
- (4) 議員定数を削減すれば、経費節減になる。
- (5) 行革として、執行機関も経費節減をしているのだから、議会も行改の一環として減少すべきである。

### 2 短所（及び減少を認めない理由）

- (1) 議会は地方公共団体の意思決定機関であり、議員定数を減らす議論よりも、むしろ議員の質をいかにして高め、民意の反映をどうするか議論の方が大切である。

- (2) 住民を代表して審議決定するのだから、全住民を代表するにふさわしい数が必要である。従って、少数精鋭よりもむしろ多数精鋭であるべきである。
- (3) 少数では、行政との「なれ合い」問題が起きやすくなる。
- (4) 議員定数減少による経費削減と議会の監視機能、住民意思の反映等の両面を比較検討すべきである。
- (5) 歴史的にも権限的にも、さらに住民の自治意識の点においても異なっている諸外国の議員定数を持ち出して、単純に議員定数を比較することは、はなはだ危険な思想である。
- (6) 安易減少は常任委員会活動を停滞させ、議会審議を空洞化させる。
- (7) 少数では、質疑、質問もほとんどなく、議会としての役割を果たし得ない。
- (8) 議員定数を削減すれば、現職議員の強みが増し、若年層、女性の進出が難しくなる。
- (9) 各界各層の議員構成にはならず、議会が停滞する原因にもなる。

### 3 その他

- (1) 公務員の定数・給与の適正化と、公選により選任され、住民意思を行政に反映する代議機関を構成する議員の定数とを同列に論ずることはできない。
- (2) 一部の議員のモラルや議員活動の問題を即議会全体の問題として取り上げ、議員定数を論ずるのは、議会制度を危険に陥れる恐れがある。

※ 出典：「議員定数の考え方について」（全国町村議会議長会政審幹事会小委員会，平成12年）

参考：旭川市議会ホームページ（議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会資料）より